

教 育 委 員 会 会 議 録

令和 5 年 2 月 定 例 教 育 委 員 会	
開 会 日	令和 5 年 2 月 2 8 日 (火)
開 会 時 間	午後 2 時 3 0 分～午後 3 時 1 4 分
開 会 場 所	佐賀市大財別館 4 - 3 会議室
出 席 者	委員 中村教育長 堤 委員 小川委員 撫尾委員 鳥飼委員 長崎委員
	事 務 局 百崎教育部長 豊田教育部副部長兼教育総務課長 江頭図書館長 米倉教育部副理事兼学校教育課長 横田学事課長 星下社会教育課長 川副教育総務課副課長兼総務係長 王丸教育総務課主幹兼教育政策係長
提 出 議 案	第 2 5 号議案 佐賀市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則 第 2 6 号議案 教職員の人事異動（管理職）の内申について
協 議 事 項	な し
報 告 事 項	「佐賀市立小中学校の適正配置に係る北山東部小学校に関する佐賀市教育委員会方針」に基づく経過確認について
欠 席 委 員	0 名
傍 聴 者 数	0 名
報 道 関 係 者	0 名
会 議 録 作 成 者	教育総務課副課長 川副 清隆

日程1 開会の宣告

(中村教育長)

皆さんこんにちは。これより佐賀市教育委員会2月定例会を開きます。今日はかなり暖かくなって、徐々に春に近づいているという気がいたします。朝は非常に寒かったんですけど、一日の気温差がかなり大きくなっているようです。私は花粉症でこの時期が一番つらく、早く4月になってくれないかなと思っております。今は一日中マスクをしているので鼻は大丈夫なんですけれども、目がかゆくて、今日から始まった議会でも目をこすりこすりでしたので、花粉の季節が終わることを心から祈っている次第です。

それでは、委員会に入りたいと思います。

本日は、堤委員が少し遅れられるということですが、6人中過半数の委員が出席しておりますので、適法に委員会が成立いたしております。

ここで会議の非公開と日程についてお諮りします。本日の議案は、議案書に記載のとおりでございますけれども、このうち第26号議案『教職員の人事異動（管理職）の内申について』は、佐賀市教育委員会会議規則に規定する非公開事項「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する案件」に該当するため、非公開とさせていただきます。

さらに、非公開とした第26号議案の審議を日程6の「その他」の後とし、公開事項を先にご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

日程2 会議録の承認

(中村教育長)

日程2、会議録の承認です。事務局より会議録の報告を求めます。

(川副教育総務課副課長兼総務係長)

1月24日の定例教育委員会の会議録につきましては、先日、皆様にお送りしたとおりでございます。よろしく願いいたします。

(中村教育長)

報告は終わりました。報告内容に質疑はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、会議録は報告のとおり承認いたします。

日程3 教育長報告

(中村教育長)

次に、日程3、教育長報告をいたします。

佐賀市教育委員会2月教育委員会報告をご覧くださいませでしょうか。まず先月末から今月の行事についてご説明いたします。たくさんありますので、幾つかピックアップしてお話をいたします。

まず、1番目の福岡女学院大学への連携協定に係る報告についてご説明いたします。佐賀市教育委員会と福岡女学院大学・福岡女学院大学短期大学部とは包括連携協定を結んでおりまして、いろんな形での連携を図っております。私と豊田副部長と王丸係長の3人で出向きまして、これまでの取組の確認や大学のいろいろな教育課程に関する意見聴聞を行いました。王丸係長が詳しく見てくれており、意見を述べてもらいましたけれ

ども、先方がとても感謝をなさっていました。その後の意見交換では、コロナ禍である上に佐賀市と福岡女学院が距離が離れており、なかなか対面での取組というものができにくいので、今後、リモートでの交流ができないかということで提案させていただいたところでございます。福岡女学院には英語科もあり、英語が得意な学生さんもたくさんいらっしゃるので、例えば、英語の授業での対面でのリモート交流などができないかとか、いろんな話をさせていただきました。今後、いろんな形での取組を検討し、佐賀市の中学校との交流を中心に考えていきたいと思っております。

次に3番目の早稲田大学との連携事業に係る報告でございます。早稲田大学には靱井指導主事と参加いたしましたけれども、今年度の事業、子ども大隈講座、教職員出前講座、大隈重信スピーチコンテスト、中学生出前講座について報告をし、意見交換をさせていただきました。今年度は、コロナ禍ではございましたけれども、久しぶりに全ての行事を対面で行うことができました。早稲田大学からも3人の先生に佐賀までお越しいただいて、直接いろんな行事に参加していただいたり、その後、情報交換ということでお話もさせていただいて、とても参考になることばかりでした。私が昔から存じ上げている先生ともいろいろとお話しできましたし、先生方の大学でのお話や教育に対する思いなどもお聞きすることができて、今後の教育行政等にも生かせるような内容でございました。ぜひこれからも連携を続けていきたいということでお話をさせていただいておりますので、来年度も同じような事業で早稲田大学から先生に来ていただけたらありがたいと思っております。

少し飛ばしまして、5番目の家庭教育支援講演会でございます。これは児童虐待防止プログラム(CAP)を行っていただいておりますにじいろグループの代表の重永侑紀さんにより「子育て応援講演会」が佐嘉神社記念館で行われたんですけども、佐賀市PTA協議会のご協力もいただきたくさんの保護者の方が参加をされてました。初めに、子育てにだんだんしんどくなっていませんかということでお話が始まり、「当たり前です。先生たちも保護者ももう限界なんです。」ということで、いろんな悩みを抱えていらっしゃる保護者の方や、子どもの指導・支援に悩んでいる先生たちに共感するお話をさせていただきました。本当に楽しくて分かりやすく、自分たちにも役に立つお話で、とてもすばらしいと思えました。今後、重永さんの子育て応援の動画配信も社会教育課で計画しておりますので、今回、参加された方はもちろんですけども、多くの方々に見ていただいて、子育ての悩みなどの相談に乗っていただけたらありがたいと思っています。幼稚園、保育園の先生方もですけども、小中学校の先生方や子育て中の保護者の方により多くこの動画配信を見ていただければありがたいと思っています。

次の6番目はまなざし運動推進大会ですけども、この推進大会の中で「まなざしアーチ」のダンスを小川委員さんと学生の皆さん方に披露させていただきました。15周年企画として盛りだくさんの内容だったんですけども、披露いただいたダンスが、まなざし運動をいろんな場で広めていく1つの手だてになるのかなと思っています。今後、この「まなざしアーチダンス」については、幼稚園、保育園の運動会やお遊戯会、小学校低学年の運動会でのダンスなどに生かしてもらえればと思っておりますので、小川委員さんのご指導をいただき、広めていければと思っています。また、発表の内容には佐賀大学の漫画研究会の皆さんによる「漫画で知ろう まなざし運動」とか、清和高校文化教養科の「未来の大人応援プロジェクト～アルタをジャック～」などの発表もありまして、若い人たちがいろんな形でまなざし運動に関心を持っていただいて、一緒になって取り組んでいただいていることをとてもうれしく思いました。まなざし運動は非常にいい取組なんですけど、なかなか市民の中に浸透しないというか、いま一步広がっていかないというのがありますので、こういう若い人たちの発想を取り入れながら、さらに多くの人に知ってもらい、まなざし運動が全市的に広がっていけばと思っています。

次の7番ですが、北川副小学校でユニバーサルデザインの教育講演会がありました。表題が「子どもにクソババアと言われたら」というようなショッキングなものだったん

ですが、子育てに悩んでいらっしゃる保護者の皆さん方にとっても参考になるお話で分かりやすい内容でした。残念ながら、周知がうまくいっていなかったのか参加が非常に少なく、本当にもったいないなと思いました。私は、ここでお聞きした内容をメモをさせていただいたので、教育長通信の「心のいろ」にも今度書いてみようと思っております。各学校の校長先生方にもお伝えして、講演の内容が各学校で学校だより等で保護者に使っていただければありがたいと思っています。

次の大きな2番が通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への支援の在り方に関する検討会報告です。文部科学省が2月15日にこういう案を出しております。これは発達障がい等、通常の学級に在籍する支援を必要とする子どもが非常に多くなっており、全国平均で大体8.8%いるんじゃないかと言われているので、今後どういうふうな手だてをとったらいいだろうかということで、今、案を検討されているところでございます。この中から、幾つかご紹介させていただければと思っています。

1つ目が、校内支援体制の充実についての方策についてです。特別支援教育に関し、各学校には特別支援コーディネーターがおり、その方を中心として特別支援学級担任とか通級の担任などと一緒に取り組んでいるんですけども、そういう特別支援に関わっている職員だけでなく、全ての教職員がしっかりと理解し、そして、連携、協力して取り組む必要があるということで、まずは校内支援体制を充実させることが重要だということなんです。

2点目は通級指導教室の充実についてです。今特別支援学級が急増をしており、指導者が不足しております。これに対して通級による指導を充実させることによって、解決につなげていくということが書かれています。佐賀県でも、今後、通級指導教室をできるだけ増やしていこうという方策がとられていますけれども、これについては、国や県への要望等もしていきたいと考えております。

最後の5番、特別支援学校の専門性を活かした取組でございます。特別支援学校のセンター的機能を充実させるということで、指導の方に巡回指導に来ていただいて、子どもを見取っていただいたり、アドバイスをさせていただいたりして、子どもたちの指導、支援に生かしていくといった取組が各学校で今後充実していけば、多くの課題を抱えている学校の特別支援教育がさらに充実していくのではないかと思います。これについては具体案が出たらまた通知があると思いますので、通知が出た時点で各学校の指導支援に生かしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。報告内容について、何か質疑等がございましたらお願いいたします。

(撫尾委員)

1ついいですか。

(中村教育長)

撫尾委員さんどうぞ。

(撫尾委員)

最後のやつですけども、これ4番がないんですけれども、これは省略されているんですか。

(中村教育長)

文科省から出た案のページ数が非常に多かったので、直に学校に関わる部分だけをピックアップさせていただきました。高校の通級指導とか、小中学校に関わらない部分もございましたので、その部分を飛ばして掲載しております。

(撫尾委員)

分かりました。

(中村教育長)

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑がないようですので、教育長報告はこれで終わります。

日程4 提出議案

(中村教育長)

続きまして、日程4、提出議案でございます。

第25号議案『佐賀市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則』について、事務局から説明をお願いいたします。

(江頭図書館長)

図書館でございます。議案書の1ページ、第25号議案『佐賀市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則』でございます。提案理由といたしましては、デジタル利用カードの導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため議案を提出するものです。

議案の説明に入ります前に、導入予定のデジタル利用カードについて少し説明をさせていただきます。

議案等資料の2ページ、3ページをお願いいたします。こちらは、佐賀市が構築を進めております佐賀市スーパーアプリの概要につきまして、昨年12月に市長部局が佐賀市議会に提出した資料でございます。このスーパーアプリとは、市民の皆さんがご自分のスマートフォンにダウンロードすることにより、佐賀市の様々な分野の情報を入手できるとともに、スマートフォンを使って市役所の手続、施設の利用申込みなどが簡単にできるというものです。そして、3ページの上のほうにありますけれども、3、令和4年度構築中の機能の①にありますとおり、図書館もスーパーアプリの機能の一つとして利用カードのデジタル化を準備しているところです。

4ページをお願いいたします。デジタル利用カードのイメージです。左に現在の図書館の利用カードのイラストがありますが、名刺サイズの磁気カードで、裏面に利用者情報にアクセスする個別のバーコードを印字しております。デジタル利用カードの利用手順といたしましては、①スマートフォンにスーパーアプリをダウンロードいたしまして、カメラでこのバーコードを読み取ります。そして、手順の②ですが、スマートフォンのアプリ上に表示したバーコードを窓口に提示することで、利用カードに代わって図書館の貸出しができるようになるという仕組みです。利用者にとりましては、このデジタル利用カードの導入によりカードを持ち歩く必要がなくなるというメリットが生じることになります。

それでは、規則改正の内容に移らせていただきます。議案等資料の1ページをお願いいたします。佐賀市立図書館条例施行規則の新旧対照表でございます。規則の第7条に図書館の利用カードの取扱を定めておりますが、デジタル利用カードの導入に伴い、第7条を改正するものです。改正は、見出しを「利用カード」から「利用カード等」に改めます。第1項の次に、新たに「館長は、利用カードの交付を受けた者に対し、利用カードに変わる符号（以下「符号」という。）を電磁的方法により付与することができる。」を追加し、第2項といたします。これに伴い、第2項以降の各項をそれぞれ繰り下げます。また、第5項中、「利用カード」の次に、「又は符号（以下「利用カード等」という。）」を加えるとともに、関連して第7項の「利用カード」の次に「等」を加える改正を行うものです。

次に、規則改正の施行日です。スーパーアプリは3月に佐賀市の関係者へのリリースを予定しておりますので、施行期日は令和5年3月1日としております。

第25号議案の説明は以上ですが、提出している資料の訂正をお願いしたいと思えます。議案等資料の3ページになります。3ページ中ほど、4、今後のスケジュールの中で、年度末のところですが、β版リリースが年度末となっておりますが、このリリースを2段階に分け行うことになっております。3月末だった内部向けの運用開始を3月下旬、そして、β版の市民向け公開が4月15日の2段階になるものです。また、本格運用開始は6月中旬と日程の変更がされているということですので、訂正をお願いいたします。

説明は以上でございます。

(中村教育長)

今、第25号議案『佐賀市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則』について説明がありましたけれども、何かご質問はございませんでしょうか。撫尾委員さんどうぞ。

(撫尾委員)

最後のスケジュールの訂正はどこをどう訂正すればいいんですかね。

(矢ヶ部図書館主任)

議案等資料の3ページのところの4の今後のスケジュールの線表について、令和5年度の上のほうにβ版リリースという星印がついているところがございます。このβ版リリースと1つで書いてある部分を2つに分けてスケジュールを修正しております。関係者向けのβ版のリリースを3月下旬に行います。そのβ版も市民向けの公開を4月15日に行います。β版のリリースが2段階に分かれるような形になっております。もうちょっと下のほうに一般リリースというまた星印が書いてあるところがあるんですが、この一般リリースが6月中旬を予定しております。

(中村教育長)

よろしいでしょうか。上の日付というか、月と合っていないので付け加えてくださいということだと思います。

(撫尾委員)

分かりました。

(中村教育長)

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、異議がないようですので、第25号議案につきましては原案のとおり承認いたします。

日程5 報告事項

(中村教育長)

続きまして、日程5、報告事項です。

「佐賀市立小中学校の適正配置に係る北山東部小学校に関する佐賀市教育委員会方針」に基づく経過確認について、ご説明をお願いいたします。

(豊田教育部副部長兼教育総務課長)

私からご説明いたします。今回、長崎委員さんはこの案件には初めて関わっていただくということもありますので、まず概要のほうからご説明させていただきます。

佐賀市教育委員会では、少子化の影響で児童生徒が減少し、特に市の周辺部などで小

規模な学校が増えてきたということから、小規模校の課題を緩和していくということで、佐賀市立小中学校の適正配置に関する佐賀市教育委員会方針というのを平成22年度に決定しております。その後、先日の市内視察で旧富士小学校跡、SAGA FURUYU CAMPをご覧いただいたと思いますけれども、富士小学校と富士南小学校の学校統合ですとか、松梅校、富士校、三瀬校を小中一貫校とする取組というものを進めてきております。その中で、特に学校規模の小さい北山東部小学校につきまして、佐賀市教育委員会で個別に方針を定めております。その方針というのが資料の3ページに掲載しております「佐賀市立小中学校の適正配置に係る北山東部小学校に関する佐賀市教育委員会方針」でございます。

こちらは、令和3年2月24日に佐賀市立小中学校の適正配置に係る北山東部小学校に関する佐賀市教育委員会方針として、この教育委員会の中で決定をしていただいた内容になります。この方針では、過小規模化が著しい北山東部小学校について、近隣の小学校と統合を行うということ。ただし、その実施については、令和3年度から令和4年度までの2年間経過確認期間を置くということとしております。また、中段のところに①から④までございますけれども、この4つのいずれかの状況にあると認められる場合、もしくはその状況が予測できるという場合には直ちに統合準備に入るとしてまいりました。今年度で、この方針に定めております経過確認期間が終了いたしますことから、これらの4つの状況に現状や将来予測が当てはまっているかどうかというのを確認いたしましたので、次ページ以降の資料に基づきご報告をしたいと思います。

次のページをお願いいたします。まず、学校運営の状況です。こちらは先ほどの方針、①の過小規模にかかる課題及びその影響が学校運営において発現するかというところについてですけれども、これは児童のいない学年が複数あるなどして複式学級が組めなくなるとか、教員の配置数が減ったりすることで学校運営そのものに影響が出てくるような状況を想定しているというものです。現状といたしましては、北山東部小学校は3学級複式学級編制が続いておりまして、3つの複式学級での教育加配があり、これまでどおりの学校運営が行われております。また、学校では少人数を生かしたきめ細かな学習指導が行われている一方で、小規模校の課題とされる多様な考えに触れる機会を確保するため、市内外の学校との交流学习などをといった手だても十分にとられております。参考としまして、今年度の全国学力・学習状況調査の結果について県平均との比較をしたグラフを載せております。学校での学習指導によりまして、確かな学力が身につけているということが分かります。

次に、方針②過小規模による児童及び生徒の「不安」「不満」等が発現するという部分に関連した児童と保護者の評価についてです。今年度の児童、保護者の学校評価の結果を、このページ下のグラフに示しております。ほとんどの項目で肯定的な評価が多い結果となっているところです。

次のページをお願いします。方針の3番目、その後の予測で、山村留学児童を除く更なる児童数の減が予想されるに関連した児童数の現状と将来推計についてを載せております。左右に2つの表を並べておりますけれども、左の表は現在の方針を決定した2年前の令和2年度時点での北山東部小学校の児童数の将来推計です。右側は現在の将来推計を並べておりますけれども、2つを比較しても大きな変化は生じていないということが分かります。また、将来推計される児童数についても、山村留学の人数はこれは含めておりませんが、現状からほぼ増減がないという見込みとなっております。

次に、方針④、山村留学による効果が期待できない状況が発現するに関して、山村留学の取組についてです。新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年度と4年度は山村留学児童の受入れを中止してまいりました。しかし、来年度については受入れを再開しまして、2人の児童の受入れが決定予定をされております。また、山村留学を中止していた期間には、実行委員会のメンバーが中心となりましてお世話をされて、子育て世代の家族の移住につながった事例もあると伺っておりまして、学校の児童数増加に向けた取組を着実に進められているというところです。

最後、今後につきましては、一番下に経過確認の結果と今後について記載していますが、先ほどそれぞれ4項目ご説明しましたとおり、北山東部小学校の統合準備に入ることとしていた4つの状況については、現状ではいずれも認められないということを確認いたしました。そのため、方針に基づきまして、北山東部小学校の統合については経過確認期間をさらに2年間延長することとしたいと思います。

今回、議案とせずに報告案件としておりますのは、前回、この方針を決めていただいたときに、3ページの一番下にありますけれども、この文言を追加して決定をしていただいております。経過期間の状況が上記以外と認められる場合には、経過確認期間をさらに2年間延長しということで、この決めていただいた方針と今回変わるものではありませんので、改めて方針を決めていただくという議案ではなく、報告案件として提出をさせていただいている次第です。

報告につきましては以上でございます。

(中村教育長)

北山東部小学校に関する佐賀市教育委員会の方針について説明をしていただきましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑がないようですので、報告事項は終了いたします。

日程6 その他

(中村教育長)

次は、日程6、その他ですけれども、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、先ほど後のほうに回しました第26号議案です。

本案件につきましては、会議冒頭で承認いただきましたとおり、非公開となりますので、傍聴者の退席をお願いしたいと思います。また、本議案に関係のない事務局職員につきましても退室をお願いいたします。

〔事務局職員退室〕

【非公開】

(中村教育長)

それでは、ここで会議の非公開を解きます。

これで2月の定例教育委員会を閉会いたします。

終了時間 午後3時14分